

## 道州制の基本法案について

自由民主党道州制推進本部御中

平成25年9月26日  
全国町村会

先の参議院選挙により、いわゆる「ねじれ国会」が解消され、自公連立政権の法案が国会を通過しやすくなっている中で、自由民主党におかれては、公明党とともに、次の臨時国会に、「道州制推進基本法案」を上程すると仄聞しています。

全国町村会としては、これまで2回特別決議を行うなど、道州制導入に反対してきました。しかし、基本法案が国会に上程され、「道州制国民会議」が設置されることになれば、道州制の実現に向けた具体的な制度設計が行われることになり、町村にとっては存亡にかかわる危機が差し迫るのではないかと、強く危惧しているところです。

このような状況に鑑み、基本法案について、以上の問題意識から3点に絞って、当会としての疑問を述べさせていただき、貴党の見解を求める次第です。

### ① 基本法案は、国として「道州制の導入」を示すものか。

法案（骨子案）の「趣旨」では、「この法律は、道州制の導入の在り方について具体的な検討に着手するため、その基本的方向及び手続を定めるとともに、必要な法制の整備について定めるものとする。」とされている。

また、「前文」では、「道州制の導入について、国会において適切な結論を得るものとする。」とされている。

しかし、「道州制推進基本法案」という法案名からして、また、法案（骨子案）には「基本理念」や「道州制の基本的な方向」などが盛り込まれていることからして、道州制の導入を前提とした法案になっているのではないか。まず道州制の導入の必要性自体を議論すべきではないか。

法案（骨子案）は、道州制に関する重要事項は、事実上、「道州制国民会議」の審議に丸投げするような規定になっているが、法定されている「国と地方の協議の場」は関係がないのであろうか。この法律は、「地方自治に影響を及

ばす国の政策の企画及び立案並びに実施について」関係各大臣並びに都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長及び町村議会の議長の全国的連合組織の代表者が協議を行うというものである。まず、道州制の導入の必要性自体の議論を、この協議の場で行なうべきではないか。

## ② 「基礎自治体」をどのように考えているのか。

当会が承知している以前の法案では、

「前文」では「基礎自治体を、地方自治の主体として、住民に身近なことは全て自ら決定できる自己完結型の地方公共団体としていく必要がある。」とされ、

「第1 総則 2. 定義②」では「基礎自治体は、市町村の区域を基礎として設置され、従来の市町村の事務及び都道府県から承継した事務を処理する基礎的な地方公共団体をいう。」とされ、

「3. 基本理念⑤」で、「基礎自治体は、住民に身近な地方公共団体として、従来の都道府県及び市町村の権限をおおむね併せ持ち、住民に直接関わる事務について自ら考え、かつ、自ら実践することができる地域完結性を有する主体として構築すること。」とし、

「4. 道州制の基本的な方向③」では、「基礎自治体は、市町村の区域を基礎として編成し、従来の市町村の事務を処理するとともに、住民に身近な事務は都道府県から基礎自治体へ承継させて、当該事務を処理するものとすること。」とし、

「第3 道州制国民会議 10. 道州制国民会議への諮問等①ク」では、「基礎自治体の名称、規模及び編成の在り方並びに基礎自治体における地域コミュニティに関すること。」となっていた。

現在考えられている法案（骨子案）では、上記のアンダーラインの箇所を削除し修文されていると仄聞している。これらは、主として、「道州制」が市町村合併を前提にしていると受け取られるような表現を見直したものと思われるが、これらの削除修文の真意はなにか。

こうした削除修文によって、「道州制」の実現が市町村合併なしでも進められると考えるおられるのか。

もし、市町村合併なしで進められると考えるおられるのであれば、法案（骨子案）「2. 定義③」の「『道州制』は、道州及び基礎自治体で構成される地方自治制度をいう。」は「『道州制』は、道州及び市町村で構成される地方自治制度をいう。」というように変更すべきではないか。

この削除修文の趣旨が「道州制」は市町村合併を前提にしないということであるならば、多様な規模の市町村が存在し続けることになるから、「道州制」

は、巨大な広域的な地方公共団体としての「道州」と現行の市町村との関係になる。それは、相当に不釣り合いな地方自治制度になるのではないか。また、立地状況などにより必ず残ることになる小規模な市町村をどのように扱うおつもりなのか。

「道州制」を、現行市町村の合併・再編を前提にせず、小規模な市町村の存続を認めるということにするのであれば、巨大化した道州が、その事務を処理し、しかも小規模市町村への補完機能を果たすためには、おそらく、現行の都道府県という単位を存置せざるを得なくなり、実質的に二層制は守れないことになるのではないか。「基礎」と「広域」という二層制にこだわらないことにされたのか。

法案（骨子案）の「第1 総則 4. 道州制の基本的な方向③」では、「基礎自治体は、市町村の事務を処理するとともに、都道府県から移譲された住民に身近な事務を処理するものとする。」となっているが、「都道府県から移譲された住民に身近な事務」とは例えばどのような事務を想定し、そうした事務を移譲される「基礎自治体」に現行の市町村が含まれると考えておられるのか。

### ③ 道州制の導入は国民が政府に求めている政策課題か

法案（骨子案）の「前文」は、「依然として中央集権的な統治構造が維持され、東京一極集中が続いている。こうした状況の中で、国民の閉塞感は強まっていると言わざるを得ない。」と指摘したうえで、「新しい時代を切り拓いていくためには、新しい国のかたちを作り上げることが、今求められている。」と言っているが、国民は閉塞感を打破する手段として道州制を望んでいるのだろうか。